

2021年11月19日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ新成長国ダブルプラス＜毎月分配タイプ＞
（愛称：アメージング・ストーリー）」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「パインブリッジ新成長国ダブルプラス＜毎月分配タイプ＞（愛称：アメージング・ストーリー）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2022年2月18日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定でございます。このため、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づき書面決議の手続きをとることといたしました。

つきましては、2021年11月19日現在の受益者の皆様には、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、2021年12月21日（必着）までに弊社宛てにお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面をお送りいただかない場合は、投資信託約款の規定に基づき賛成として取扱われますので、ご賛成の場合には特段の手続きをとる必要はございません。

また、この度の信託終了（繰上償還）および書面決議の手続きについて後記のとおり、ご案内させていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

本件に関しまして、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号：03-5208-5858（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

記

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは2007年12月20日に設定後、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、純資産総額が減少し、2021年9月末現在で約2.9億円となっております。受益権総口数につきましても、投資信託約款に定めている5億口を割り込む状況が続いております。このため、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了することといたしました。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

- ①受益者および受益権口数の確定日：2021年11月19日（金）
- ②議決権行使期間：2021年11月19日（金）～2021年12月21日（火）
- ③書面による決議の日：2021年12月22日（水）
- ④信託終了（繰上償還）予定日：2022年2月18日（金）
- ⑤償還金支払開始日（予定）：上記信託終了日（繰上償還日）の翌営業日以降

※「書面決議」とは、投信法の規定に基づき投資信託の約款変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

(2) 手続き

2021年11月19日現在の受益者*の皆様は、上記の議決権行使期間中に、委託者であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

*2021年11月17日までに取得申込を行い2021年11月17日時点において保有している受益権について議決権が付与されます。

本議案は2021年11月19日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2022年2月18日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

また、書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日（2021年12月22日）の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページアドレス <https://www.pinebridge.co.jp/>

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、2021年12月21日（必着）までに弊社宛てにお送りください。

「議決権行使書面」は2021年12月21日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成する場合には特段のお手続きは必要はございません。

< 議決権行使書面送付先 >

〒100-6813 東京都千代田区大手町1丁目3番1号 JAビル

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ新成長国ダブルプラス（愛称：アメージング・ストーリー）」

繰上償還 議決権行使書面受付係 宛

【議決権行使に関するご留意事項】

- ・同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・「本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。このため、本議案に反対された受益者の方に対する買取請求は行いません。

以 上

※個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議の手続きに関する事務を処理する目的に限り、委託会社および販売会社において利用するものとし、その利用および管理については、委託会社および販売会社における個人情報の取扱いに関する規定に基づき、十分な注意を払います。また、当該受益者の許可なく第三者に提供したり、他の用途に転用することは一切いたしません。

※ 委託会社における個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）については、委託会社のホームページ（<https://www.pinebridge.co.jp/>）上にて開示しております。